

建築士サポートセンター開設

建築基準法・建築物省エネ法改正に係る各種申請手続きをサポートします！

一般社団法人 三重県建築士事務所協会

令和4年6月17日に公布された改正建築基準法・改正建築物省エネ法により、令和7年4月から旧4号建築物の構造審査等が始まり、また、原則すべての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合が義務化されます。

一般社団法人三重県建築士事務所協会では、改正法の円滑な施行に向け、申請書の作成や申請手続きについて個別に建築士等をサポートする「建築士サポートセンター」を開設します。

建築士サポートセンターの概要

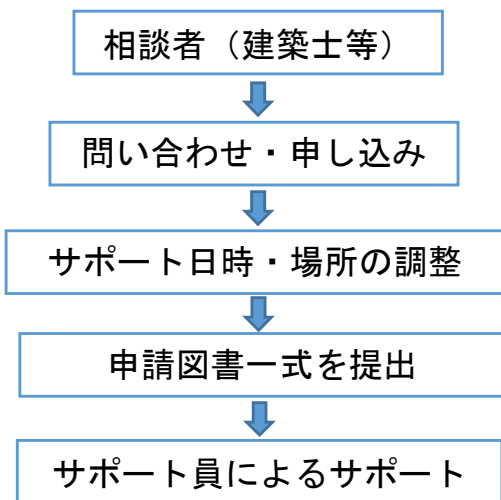
●サポートの対象

三重県内の計画案件で現4号建築物のうち新2号建築物に該当するもの

●サポートの内容 ※基準の適合性を確認するものではありません。

- ・ 建築確認申請図書の作成アドバイス（壁量計算等、省エネ仕様基準等）
- ・ 省エネ適判申請図書の作成アドバイス

●サポートの流れ



●場所

一般社団法人三重県建築士事務所協会
会議室 又は WEBミーティング

●サポート期間

令和7年1月6日～令和7年3月31日
※土日祝日を除く

●費用

無料です

●サポートの申込方法

「建築士サポート」申込書を下記の事務局へ郵送、持参、FAX又はメールでご提出ください。

「建築士サポート」申込書は事務局HPで入手できます。

サポートの申込み・問い合わせ先

一般社団法人 三重県建築士事務所協会 事務局

〒514-0037 三重県津市東古河町8番17号 システックビル4階

TEL:059-226-4416 FAX:059-224-9297

Email:info@sekkei-mie.jp